

だろうか。評者にはそれほど樂觀的なものとは思えないのではないか。第四には、本書が八七年以降の変化までも叙述しているにもかかわらず（例えば、第二篇三章）、八九年には既に始まっていたマクロ経済的な変調を論じていないことが気になる。それは八六年以降の高い経済成長と貿易収支黒字化の同時達成が、いかなる国内的・国際的条件のもとでなされたのかという問題に対する評価と関わるからである。評者は、八六年以降の好調が韓国の政府、国民の双方に韓国経済に対する「大いなる誤解」を生んだと考へている。例えば、韓国の技術的条件、あるいは経営的条件が十分にその評価に耐えうるものであつたかどうかは疑わしいと考えていた。それとともに全体を通して本書が経済開発を分析する際に、国内的条件を主要動因とし、国際化を階層とする努力には敬意はないが、韓国これまでの経済開発を見ると、国際的条件が大きくなるに随分間違いないのではないか。



●東京大学出版会
1991年11月刊

かり「民主宣言」までの時期がして第四章でそれ以降の最近の労使關係の転換が、概観されている。第一章では、当時の労働運動を跡づけた後、「六〇年代を通じて、立法によってつくり出された土俵の上で労使の交渉が実効をあげうるような関係は成立せず、（それは）“輸出工業立国”的スローガンによる朴政権とこれに呼応する諸企業が「先成長・後分配」の立場を緩めない以上、労働者の要求に妥協する余地がないという意味で、それは構造的」（二七六頁）と結論づけるのである。第二章は、維新体制のもとでの政権の労働運動締め付けと、それに対する韓國労総の対応と政権との間に微妙なズレが存在したと指摘している（二八六頁）。そのうえで筆者は、いくつかの事例を挙げながら、労働運動が「異議申し立て」として始まりながら、結局は労働政策総体と衝突せざるを得なかつた状況を描き、それが都市産業宣教会などと連係しつつ展開していくとしたとしている。第三章では、八年の労働関係法の改定と八六年の再改定の間で、一度は「仮死」状態にあつた労働運動が再生した状況が事例によつて語られている。第四章では、八七年の「民主化宣言」にいたる過程とその後の争議の性格、労働関係法の変遷

本編の現状などから宣言によつて整理され、この宣言を契機として「労働基本権を自由化する体制へ基本的には転換した」(三一一页)との認識を示しながらも、「実態としては……いかなる方向に進むかは、なお定かではない」(三一七—三二八頁)と慎重である。

終章は、大きく総括と展望に分かたれ、総括では韓国の経済発展は、「徹底した国家主導の工業化、それも経済開発計画をもつてする高速工業化」(三二九頁)と規定し、本書での議論べき諸問題——民主化・自由化、社会経済政策、対外地域政策など——が提示されていく。

II

上で見たように、本書は、第一篇で分析の枠組みを準備し、第二篇では、事実を丁寧に跡づけ、第三篇では開発政策の流れを追い、第四篇で労働側の対応を分析し、終章でそれをまとめよう、というように基本的には時系列に沿って展開されている。分かりやすく親切な構成であるとまず賛意を表しておきたい。そのうえで、手短にコメントを提出したい。

第一に、多くの筆者が分担した場合避けられない点ではあるが、各執筆者の主張に微妙なズレが生じて読者に分かりづらい感を抱かせる点が本書にも見られることがある。例えば、第一篇三章と四章の「維新体制」の成立に関する部分にそれが見られる。「維新体制」とは一体なんだつたのだろうか。三章では、政治経済的危機に際しての政権の延命が言われ、四章では、政治文化のレベルでの「伝統と近代の亀裂」が主張される。いずれも本質の一部を突いているのだろうが、まだ他に

開発独裁だったのかどうか。本書では同政権は初発からそうだったようにな描かれているが、では開発独裁は権威主義体制の過度のものなのか。この文脈では「維新体制」はどう理解されるべきなのだろうか。あるいは、八七年の「民主化宣言」によって開発独裁と権威主義体制が、二つながらに否定されても民主主義へ確実に歩みを始めたと理解できるのだろうか。果たして権威主義体制は否定されたと言えるのだろうか。あるいは経済発展が進めば権威主義体制は「自然に」容解するもののなかの

『日本の労働者自主管理』

いに勉強させていたいたこと、そして本書が韓国経済研究に関する標準書の一となることは間違いないことを

は本書が経済開発と労使関係を研究対象にしているにもかかわらず、「労使」はあるが「使」がないことである。ここに間、経営側が常に政府の蔭にあって、労使紛争の際に労働者の前に立ち現れたのが常に政府であったことは確かに、労使が経済発展の担い手であったとすれば、「使」もまたそうであつたという意味で「使」の分析が同時に必要だつたのではないか。朴政権の開発政策が本書で強調されているようなものであつたからこそ財閥の形成は避け難かつたし、それ故に労使関係の健全な展開が妨げられたことは否定できない。労使関係の展開が政府との関係に重点が置かれすぎていたのではないだろうか。

第二に、多くの筆者が分担した場合避けられない点ではあるが、各執筆者の主張に微妙なズレが生じて読者に分かりづらい感を抱かせる点が本書にも見られることがある。例えば、第一篇三章と四章の「維新体制」の成立に関する部分にそれが見られる。「維新体制」とは一体なんだつたのだろうか。三章では、政治経済的危機に際しての政権の延命が言われ、四章では、政治文化のレベルでの「伝統と近代の亀裂」が主張される。いずれも本質の一部を突いているのだろうが、まだ他に

も本質の一部はあるのではないか。例えは、当時の国際環境は説明要因の一つとはなり得なかつたのかどうか、あるいは朴正熙という人間の「個性」はそこには投影していなかつたのかどうか。ぜひ、本書の筆者方による「維新体制論」という新たな書物を期待したい。

中村圭介

『日本の労働者自主管理』

いに勉強させていただいたこと、そして本書が韓国経済研究に関する標準書の一となることは間違いないことを

第一に、多くの筆者が分担した場合避けられない点ではあるが、各執筆者の主張に微妙なズレが生じて読者に分かりづらい感を抱かせる点が本書にも見られることがある。例えば、第一篇三章と四章の「維新体制」の成立に関する部分にそれが見られる。「維新体制」とは一体なんだつたのだろうか。三章では、政治経済的危機に際しての政権の延命が言われ、四章では、政治文化のレベルでの「伝統と近代の亀裂」が主張される。いずれも本質の一部を突いているのだろうが、まだ他に

開発独裁だったのかどうか。本書では同政権は初発からそうだったようにな描かれているが、では開発独裁は権威主義体制の過度のものなのか。この文脈では「維新体制」はどう理解されるべきなのだろうか。あるいは、八七年の「民主化宣言」によって開発独裁と権威主義体制が、二つながらに否定されて民主主義へ確実に歩みを始めたと理解できるのだろうか。果たして権威主義体制は否定されたと言えるのだろうか。あるいは経済発展が進めば権威主義体制は「自然に」容解するもののなかの

つけなく崩壊し、自主管理型社会主義の代表とみなされたユーロスラビアがいまなお苦しみにあえいでいる現状は、私たちをして労働者自主管理をかの地の出来事として、したがって気軽にお語ることを難しくさせた。つづいて

における生産管理の実態、生産計画や人事的・事項など経営上の意思決定にみられる特徴、組合員たちが二年半の間に作り出していった職場社会のあり様れ。武藏大学助教授。労使関係論専攻。

などが、事細かに私たちの前に映し出されていくのである。まるで第一級の記録映画を見るように。

二

だが、本書を読み終えた後で、このアボロ社のケースが井上氏のテーマにとつてふさわしいケースだったのかどうかについての疑問を拭いきれないかた。氏が労働者自主管理の実態、その

可能性と問題点を解くのに適切だと考えたうえで、アボロ社を選んだのだろうとの疑問を感じたのである。それは次のような意味においてである。

いま仮に、経営体を普通の価格（市場で決定される価格）というほどの意味）で労働力と原材料、設備を購入し、一定の利潤を獲得するため事業を行う組織だと考えるとする。ごく単純に考えれば、かかる意味の経営体を

資本家ではなく、労働者が自らの責任において運営していくことが、労働者自主管理だといえよう。もちろん、利潤は経営体を存続させるにふさわしいだけの水準にとどめるなど、同じく経営体といつても資本家の所有するものは異なるってくるであろうが。このように考えた場合、労働者自主管理にとつて最も重要な問題は事業を継続させたために、管理一被管理の関係をいか

かが、井上氏も指摘するように労働者自主管理において決定的に重要なことである。この管理一被管理の関係を出現するのは必然であり、労働者自主管理といえどもそれは不可欠のことである。この管理一被管理の関係をどのようにして作り上げるか、どのようなものとして作り上げるか、言い換えば経営をいかに組織化するかが、井上氏も指摘するように労働者自主管理において決定的に重要なことである。

読書ノート

H·C·カツツ/T·A·コーハン著

『団体交渉・労使関係入門』

松井 健
(東京大学大学院)

本書は、学生および労使関係の実践にたずさわる人々を対象に書かれ、団体交渉と労使関係の入門書である。そのカバーする範囲は広く、労使関係のシステムを体系的に叙述し、その転換を体系的に説明するばかりか、その転換にあたってとなるべき選択の提言までが含まれている。

第一部の序論では、まず、労働と

いう商品の特質と労使の利害対立の性質についてコモンズ以来の制度派経済学の視点にたって著者の基本的な考え方たが示され、統いて労使関係の歴史、労働法について基礎的知識が提供される。次に、いわば本論部分として三層フレームワークにそった展開が開始される。第一部の終わりでは、環境が三層の中間である団体交渉の過程と結果にどのような影響を与えるかが説明される。環境としては経済状況、法・公共政策、性別・職種別の人口動態、社会状況、技術の五つが取り上げられる。経済状況が労使の交渉力に及ぼす影響をストライキの効力と賃金・雇用のトレード・オフの二側面から理論的に考察している。

Harry C. Katz and Thomas A. Kochan,
An Introduction to Collective Bargaining and Industrial Relations, McGraw-Hill, 1992.

第四部の職場レベルでは、苦情処理制度と新たな参加の諸制度が説明される。苦情処理制度の手続き、機能について詳しい説明がなされ、他、それと対比して非組合の雇用者の多くには未だ不当な解雇に對して十分な制度的保障がないことが指摘される。参加制度の説明では、その必要性が事例によって示唆される。以上が三層フレームワークによる展開部分である。

第五部では、公共部門の労使関係の分析、ドイツ、日本を中心とする海外の労使関係の知識の提供がなされ、最後に、結論として労使関係連絡がなされる。著者らは八〇年代に進められた規制緩和と市場重視の政策ではアメリカの産業の競争力の回復は難しく、また、その影響を受けた労働者の福利の観点から規制の実態についての説明が少なく、それが、確かに三層がそれぞれ独立の部で説明され、変化についてもそれぞれ関連する箇所で別々に触れられるため、もう一方の柱である三層間の関連が把握しづらくなっていることがあげられる。また、現実にはより強力な流れである非組合企業の労使関係の実態についての説明が少なく、そのことが著者らの新たな労使関係システムへの提言の説得力を弱める結果となっているのではないかと思われた。しかし、総じて、アメリカ独特的の組合承認の過程や苦情処理制度に関する丁寧な説明、経済環境が

八三頁)と述べているが、計画水準比較なしに達成率を取り出して比較しても意味がないと思われる。生産計画そのものが低めに抑えられれば、達成率は他の条件が等しいとすれば高くなるからである。事実、計画された生産台数を標準作業時間で生産した場合の総時間数(発注工数といわれる)と作業人員が所定時間だけ勤いた場合の総時間数(時工数といわれる)の比率、あるいは発注工数と作業者が実際に勤いた総時間数(稼働時間といわれる)の比率をみれば、倒産前に比べ自主生産中では発注工数が低めに設定されていることがわかる。標準作業時間そのものが倒産前に比べてゆるやかなものであったことが指摘されていることを合わせ考えれば、この時期の生産計画はかなり低めに設定されていたことが推測される。さらに、にもかかわらず、かなりきつい生産計画であると認識されていることを考え合わせれば、労働生産性の低さは明らかであろう。つまり、アボロ社のケースは上で述べたような意味での普通の経営体ではなく、低賃金・低能率の経営体、あるいは合理的管理不在の経営体であり、したがって管理一被管理の関係がどのようなものとして形成されていたのかを探り出す対象としてはふさわしくな

い。それは効率的生産、合理的管理がめざされてはじめて表面に現れてくる問題だからである。

誤解のないようつけ加えておくが、私は井上氏の研究者としての真摯さ、アポロ社の事例研究の深さを批判するつもりはまったくない。むしろこの克明な記録を丹念に読み、倒産争議を闘い抜いた人々の苦闘の歴史、そこにみられる人間ドラマを追体験するところを是非とも読者に勧めたい。倒産争議、自主生産を理念としてではなく現実のものとして語り、その意義と限界を率直に感じて欲しい。この激動時代を、頭をすくめてただただ過ぎ去ることを願っている研究者たち、あるいは現実を直視することなくメックの完結にはげた偶像を「こちらこそが本物である」とうそぶいている研究者たちの調査、研究と称する著作物をはるかに越えて読みごたえのある著書だからである。

四

アボロ社でなされなかつたわけでも、井上氏がその問題を軽視しているわけでもない。むしろ逆に、本書において最も読みこたえのある箇所の一つでさえある。自主生産を主導したリーダーたちが、真剣に企業再建を考え、アボロ社を上記のような意味での、普通の経営体につくりかえていくことに心が向いたとき、管理－被管理の関係を創出していく努力が始まっている。一眼レフ・カメラの自主生産を試行錯誤のうえで軌道に乗せていく（そのための努力は想像を絶するものであつたろう）過程で、組合員のあるグループにみられた比較的高い欠勤率、生産に対する責任のなさ、労働生産性の低さを克服することがリーダーたちにとって大きな課題として意識され、一般組合員に対し労働規律の向上を、そして職場責任者に管理能力の向上を訴えていったことはその一端である。だがその努力は、井上氏によれば一般組合員に抱かれていた平等主義に阻まれてなかつたことをその一端である。だがその間の事情を詳しくは描いてはいない）、そのうち争議が終結してしま

う。井上氏は争議決着後の組合員間の亀裂の基底に、リーダーと一般組合員との間に上記でみたようなズレがあつたことを指摘し、リーダーが一般組合員の間に育ませていた意識をすくいあげる努力をせずに普通の經營体（氏は資本主義的企業という）と同じ管理システムを導入しようとしたことを非難はするが、結局、労働者自主管理が管理—被管理の関係をどのようなものとして形作り、それに伴つて発生する諸問題をいかに解決するのかという最も重要な問題は、探られないままに終わってしまう。氏はその問題を事実として描き出すことなく、アポロ社においては「労働者的」スタイルが発見されないままに終わってしまったと指摘するのみである。それは氏の分析上の問題というよりも、ケースの性格ゆえである。

う。井上氏は争議決着後の組合員間の亀裂の基底に、リーダーと一般組合員との間に上記でみたようなズレがあつたことを指摘し、リーダーが一般組合員の間に育んでいた意識をすくいあげる努力をせずに普通の経営体（氏は「資本主義的企業」という）と同じ管理システムを導入しようとしたことを非難する。が、結局、労働者自管理が管理一被管理の関係をどのようなものとして形作り、それに伴つて発生する諸問題をいかに解決するのかという最も重要な問題は、探られないままに終わってしまう。氏はその問題を事実として描き出すことなく、アボロ社においては「労働者的」スタイルが発見されないままに終わってしまったと指摘するのみである。それは氏の分析上の問題というよりも、ケースの性格ゆえである。

有する経営体と同じ目的をもつ必要もない。いわば労働者自主管理独自の「経営としての性格」あるいは経営原理をもつことに重きをおいてもかまわない。井上氏が「自主生産は……労働者たちにとってそれ 자체が独自に追求するに値する価値としての性格を帯びはじめるのであって、本書が照準を定めるのもまさにかかるベクトルを潜めた自主生産の経営活動としての性格である」（一五頁）と述べるのは、このことを意識してのことにして他ならない。確かにアボロ社の経営における特徴として、経営的事項、生産的事項、人事的・事項の諸決定において見事なまでの全員参加がみられること（たとえその一部が手続き的なものに偏っていても）をあげることができる。いわば労働の遂行およびその成果に関する発言権が組合員全員に平等に与えられているのである。アボロ社における自主生産を貫いていたのはこうした徹底した平等主義、民主主義であった。

しかし、平等主義を基底においた労働者自主管理が、それを独自の経営原

時における原理ではあったかもしけないが、それが平常時においても經營原理由りえていたかどうかはわからない。争議終結後の組合員の分裂は、この平等主義が効率的生産、合理的管理をめざすリーダーたちにとって、少なくともそのままの形では受け入れられなかつた可能性を示すものである。もつともそれ以上はわからない。平時における試みはなされていないからである。これまたアポロ社というケースの限界である。第二に、徹底した平等主義、民主主義を經營の原理として財・サービスの生産に携わる人々が存在していくにも不思議ではないが、それが社会の少なくとも一定部分をおおうままでになるのだろうかという疑問である。

井上氏が労働者自主管理を特定の労働者集団のためのものだと決して思っていないことは確かである。もしさう考へているとしたら、これほどまでの情熱をこめて労働者自主管理を調べ、悩み、格闘しながらこの一冊の書を著すこととはなかつたであろう。それゆえにこそ、たとえ労働条件が低くても普通の人々を吸引するほどの魅力をこの平等主義、民主主義が備えているかどうかが確かめられねばならないであろう。だがこのことでもこのケースの限りではわからない。

原靖夫、グレッグ・バンバー、ラッセル・ランズベリー編 A5判 3,100円(税込)

先進諸国の労使関係

International and Comparative Industrial Relations

—国際比較：成熟と変化の諸要因—

これまでの国際比較の観点からの労使関係の研究は、西欧先進諸国が対象であった。しかし「日本の経営」の影響力は次第に大きくなり、これを支える労使関係にスポットライトが当てられるようになった。

本書は、日本を含めての「西側」資本主義体制の先進諸国9か国（イギリス・アメリカ合衆国・カナダ・オーストラリア・イタリア・フランス・西ドイツ・スウェーデン・日本）の労使関係の比較研究である。

日本労働研究機構 〒105 東京都港区芝公園 1-7-6
電話 03(5470)4034 振替東京 1-52699